

元GHQ民政局次長故チャールズ・L・ケイディ
ス氏へのインタビュー(1993年) : 憲法24条
の成立と, 民法・戸籍法の「家」制度の改廃
過程

WADA, Mikihiro / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

94

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

133

(終了ページ / End Page)

158

(発行年 / Year)

1997-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007406>

資料

元GHQ民政局次長

故チャールズ・L・ケイデイス氏へのインタビュー（一九九三年）

——憲法二四条の成立と、民法・戸籍法の「家」制度の改廃過程——

和田 幹彦

はじめに

一 憲法二四条の成立過程について

- ① 二四条以外のシロタによる条文案廃棄の経緯
- ② 二四条をめぐる日本政府との交渉
- ③ ハッシー文書中の一憲法案の平等原則・家族に関わる条文について

二 民法改正について

- ① 「家」制度改廃に関する事前調査とGHQ民政局による調査結果利用の有無
- ② オブラーの赴任について
- ③ 民政局の「家」制度廃止の公式方針の有無・オブラーの役割

四 「家」制度と天皇制の連関に関するGHQ内部の理解について

元GHQ民政局次長故C・L・ケイデイス氏へのインタビュー（一九九三年）（和田）

はじめに

戦後占領期の前半、GHQ民政局 (Government Section) の課長、のち次長であったチャールズ・L・ケイデイス氏 (Charles L. Kadee)⁽¹⁾ は、一九九六年六月一八日に九〇歳⁽²⁾ 亡くなられた。

同氏は、周知のことく民政局でホイットニー (Courtney Whitney) 局長について文字通り「ナンバー2」の実力者の地位にあり、日本国憲法の成立過程に、場面によっては局長以上に深く関わっていたといえよう。一九九三年四月末から五月初旬にかけ、筆者はケイデイス氏に四度に互るインタビュウを行う機会を得た。ケイデイス氏に、ご存命中にこの記録の発表を報告できなかったことを悔いつつ、遅きに失するが本稿の公表の機をとらえ、インタビュウに全面的にご協力下さったケイデイス氏に、ここにおいて哀悼とともに心からの感謝の意を表すこととしたい。

当時筆者の研究上の関心は、憲法二四条⁽³⁾の成立過程、及び同条の下での民法・戸籍法中の「家」制度改廃にあり、インタビュウはこのテーマを中心に行われた。筆者のその後の研究・調査範囲も、また本インタビュウや本稿の重点も、あくまで民

法・戸籍法中の「家」制度の改廃過程にある。従って、占領政策や憲法制定過程の全体像の解明は全く意図しておらず、そもそも筆者の能力を超えているため、本稿にも誤りが多々あることをおそれる。各分野の専門家の方々のご教示を乞う次第である。⁽⁴⁾

インタビュウの日時 (すべて一九九三年)・機会・場所は次の通りである。⁽⁵⁾

* 四月二六日 主として研究者を集めての憲法制定に関わる研究会にて (ベアテ・シロタ・ゴードン (Beate Sirota Gordon)⁽⁶⁾ が同席) 場所——東京都文京区本郷学士会館別館⁽⁷⁾

* 四月二九日 筆者のみによるインタビュウ 場所——東京・ホテルオークラ

* 五月六日 陪審制度推進を目的とする会主催の会合にて場所——東京・ホテルニューオータニ

* 五月七日 筆者のみによる電話インタビュウ

本記録については、以下をお断りしておく。⁽⁸⁾

* ケイデイス氏には、予め研究目的と断り、公表を前提としてインタビュウをお願いした。

*質問者は筆者である。質問には「W」を、ケイデイス氏の

発言には「K」を、各々冒頭に付した。特に質問はせず、ケイデイス氏に自由に発言していただいた箇所もある。

*インタビュアーは、質疑・応答とも英語で行なった。本記録作成にあたっての事後的な和訳は筆者による。

*本記録は、すべて各回のインタビュアーの際に作成した、筆者の手書きメモ（すべて現存）から書き起こした。なお、インタビュアーの録音記録はない。

*日本語の叙述内容は、可能な限りケイデイス氏の英語の表現を再現した。ケイデイス氏の発言中、（ ）に英語が挿入されているのは、氏が直接使用した表現である。

*英文和文を問わず、ケイデイス氏の校閲は受けていない。

*叙述の順序は、複数日にわたってインタビュアーした内容を筆者が整理した。即ちケイデイス氏が述べたとおりの順序ではない。

*見出し（一、二や①②③……を付したもの）は筆者による表現である。

*本文のブラケット（〔 〕）内は、筆者による注記・補足である。

*従って、文責はすべて筆者にある。

一 憲法二四条の成立過程について⁽⁹⁾

（本項目一の本文中の月・日はすべて一九四六年である。）

①二四条以外のシロタによる条文廃棄の経緯

K 二月上旬のいわゆるマッカーサー草案起草過程で、シロタが起草した主として家族と女性に関する条項を含む「人權（Civil Rights）」の部分は極めて長かった。千八百語はあったと思う。これを運営委員会が短くしたのだ。⁽¹⁰⁾

②二四条をめぐる日本政府との交渉⁽¹¹⁾

K 三月四日の夜、正確には三月五日早朝二時頃に、二四条を審議する順が回ってきた。この時のGHQ民政局側の在席者には、私と、通訳としてゴードン〔Joseph Gordon〕、シロタ、ハーシー〔Hershey〕⁽¹²⁾がいた。ホイットニーは別室の自室におり、ワイルズ〔Harry Emerson Wildes〕、ルースト〔Pieter K. Roos〕⁽¹³⁾も同席していなかった。日本側の在席者は佐藤達夫はいたとして、通訳として白洲〔次郎〕、〔内閣〕法制局（Legislative Bureau）からも二、三人、英語の上手な者がいた。この二、三人が、松本丞治大臣の部下だったのか、佐藤の部下だったのかはわからない。通訳にはイギリスのオクスフォードかケンブリッジで学んだらしい英語のうまい「オ……云々」という名の人もいた。⁽¹⁴⁾

この二四条審議の際、日本側は、この条文案の内容が「広範にわたるすぎる (too broad)」と言ひ、また「日本の歴史・法に全くそぐわない (totally inconsistent with Japanese history or law)」として強く反対した。そう言ったのが誰かは全く覚えていない。個人的意見なのか、「この日の日本側メンバーでは最も高い地位にいた」佐藤の意見なのか、日本政府の意見なのか、厳密には分からない。ちなみに、佐藤の「主たる」関心は天皇制にあった。

この時、私は日本側に、四日の朝十時頃から検討を始めていて皆眠いことであるし、「あまり細かく検討するのはやめよう」と言った。そして、同席して通訳していたシロタに言及して、⁽¹⁷⁾「This Article is close to her heart. Why don't we pass it?」と言ったところ、日本側はこの条項を受け入れたのである。⁽¹⁸⁾シロタが本条項の起草者である旨を、日本側はこの時知らなかったし、その後も知らないままであった。⁽²⁰⁾

③ハッシー文書中の一憲法案の平等原則・家族に関わる条文について⁽²¹⁾

W この「一草案」は、三月六日と四月八日の間に起草された⁽²²⁾と見られる。「現行」一四条一項に追加された但書、また二四条を代替する「二五条」、双方とも問題を多く含んでいるが、

(以上二つの条文草案を読み上げて)⁽²³⁾ この草案・条項について記憶があるか? ファー [Susan J. Pharr] はその作成者は「日本の役人」「日本の当局」⁽²⁴⁾とのコンテキストで叙述しているが、これは日本政府の対案だったのか? その内容についてどう思うか?

K そもそも三月六日以後、日本政府側が「これらの条文の関連で」更なる修正を申し入れたことなどあっただろうか。私はこれらの修正案については覚えていない。⁽²⁵⁾

二 民法改正について

①「家」制度廃止に関する事前調査とGHQ民政局による調査結果利用の有無

W 民法・戸籍法改正に直接関わった故川島武宣教授に拠れば、アメリカは戦前や戦中に既に日本社会についての調査を行っており(例としてルース・ベネディクトの『菊と刀』等)、民法・戸籍法中の「家」制度についてもそうした調査成果が、民政局での法改正に際し利用され、それに基づいて、民政局の「家」制度廃止の方針が早い時期(具体的に一九四六年三月十六月を念頭に置いていたであろう)に既に決定していた、⁽²⁶⁾という。こうした調査結果利用の有無、またそれに基づく民政局の方針決定の有無について聞きたい。

K 私の知る限り、第一の点についても、従って第二の点も、答は否つまり「無し」である。そうしたことはない。そうした事前の調査が戦前・戦中・戦後直後のいつ（またはそもそも）行われていたか、についても私は知らない。また民政局もそうした調査の結果を利用してもいない。仮にもそうした調査結果を利用したとすればオブラー [Alfred Christian Oppler] であろうし、またひょっとしてラウエル [Milo E. Rowell] もそうした利用は可能だったかもしれない。その他の人はあり得ないだろう。しかしラウエルによるこうした調査結果の利用についても、私は何も聞いたこともないし、知らない。

『菊と刀』も、当時まだ公刊もされていなかったと思うし、民政局では誰も読んでいない。この点は、日本の占領史を研究していたハタという大蔵省の日本人から、二〇年ほど前にも同じ質問を受け、私は同じ答えをしている。⁽²⁹⁾

②オブラーの赴任について

K 私は、日本の法制はヨーロッパ大陸法系なのであるから、日本の法制改革のためにGHQには大陸法の専門家が必要だと早い時期から意識していた。実際に大陸法の専門家を民政局に招聘するべきだ、と要請したのは私である。もともと、「[以下に見るとおり] 私がオブラーという人選をしたのではない。

民政局のホイットニー、ハッシー [Alfred R. Hussey, Jr.] ラウエル、ヘイズ [Frank E. Hays] 私には軍人出身で、他の人は民間人出身であるが、局内に大陸法 (civil law) ・ローマ法をよく知っている者は誰もいなかった。そこで私はワシントンDCの陸軍省 (War Department) に電報を書いて、民間人の人事部局 (civilian personnel department) で、大陸法に造詣の深い民間人を雇ってGHQに赴任させて欲しいと要請した。

W 時期は、一九四五年一二月頃か？

K そこまで明確には覚えていない。その結果、オブラー (一九四六年二月来日) とブレイクモア [Thomas L. Blakeney] (さらに後に首任) が選ばれ、来日したのだ。オブラーは憲法草案起草作業が終わる前に来日したのだが、けがで十日ほど入院していたので、起草作業そのものには間に合わず、参画していない。大陸法専門家の赴任を要請し、結果としてオブラーを招聘したことになるのが私であることは、オブラー本人は自著に書いていないし、⁽³²⁾ 亡くなるまで知らなかったかもしれない。

オブラーは大変な碩学で、良い人柄 (nice person) で、親切な人 (sweet person) だった。日本人もアメリカ人も、皆オブラーが好きだった (Everybody liked Oppler)。

③民政局の「家」制度廃止の公式方針の有無・オブラーの役割
W 民政局に「家」制度廃止の公式方針はあったか？

K わからない。あったかもしれない。⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾

——民法改正を主導した一人である当時の司法省民事局長、

奥野健一は、オブラーから「家」は問題だ⁽³⁵⁾という発言があったと述べている。このオブラーと奥野の会談はどの時点か？ G H Q 側に記録はあると思うか？⁽³⁶⁾ また、主として司法省の役人と G H Q 民政局（ブレイクモアなど）の間の民法・戸籍法改正に関わる会談（一九四七年五月十七日）は、日本側にはかなり詳細な記録が残っているが、G H Q 側には記録が作られていると思うか？

K 「どの時点かは判らない。具体的記録があるかどうかは判らないが、一般論として」基本的に記録はいちいち残していない。ブレイクモアも、会談に出席した G H Q 側が自分一人の場合、自分で詳細な発言記録は残してはいないだろう。民政局で我々は時に応じて Memorandum for Record を作ることはあったが。⁽³⁸⁾

W 川島教授に拠れば、オブラーは「家」の全面的廃止については「ゆずれない」と言っていたというが、この点についてどう思うか？

K 憲法二四条が「事実上」成立した後で、なおかつ「家

(s)」を残すことはそもそも不可能だから、G H Q としては「家」については廃止云々を言う必要はない。つまり、戸主権の具体的内容を二四条は簡条書的に否定しているのだから、「家」は実質的に廃止される以外選択肢はないであろう。

W しかし、戸主権は否定しているが、実質にせよ形式にせよ「家」を残そう、という動きはあり、民法・戸籍法改正過程で象徴的な「家」存置案は実際にあったが。また国会で憲法改正担当の国務大臣金森徳次郎も、憲法二四条の下でも「家」は存置可能、と言い続けていた。「時間不足であったこともあり、以上の点ケイデイス氏からはコメント無し。」金森は憲法の三月六日案にはベースとして G H Q 案「マッカーサー草案」があるとは言えなかったし、これを政府案として弁護しなければならなかった。草案を弁護するためにも、この憲法が成立しても家制度は存置できる旨を主張していたのだと思うが。

K 憲法草案を G H Q 案だと言えなかったのは、吉田「茂」が二月一二日の会談で、そのことは秘密にしてくれ、と我々 G H Q 側に言ったからだ。秘密にするのは吉田の考えであった (Miss Grogan)。ホイットニーはこれに対して、秘密にしてい、と言ったのだ。⁽⁴⁰⁾

W 民法・戸籍法改正について、オブラーから逐一説明を受けていたのか？ オブラーに指示 (directions) を出したことは

あったか？ それともこの二法の改正作業は、ほとんどオブラーに任されていたのか？

K 私は、民法・戸籍法改正は「他の多くの法改正と同様」オブラーに一任していた。民政局ではホイットニーはそもそも一般的に、私に対してあまり細かいことは言わず、多くを任せていた。そしてその私は、「日本法は大陸法系だが、その」大陸法については無知であるので、「民法・戸籍法改正も」大陸法に詳しく、じきに日本法もよく知ることになったオブラーに一任した、というわけである。ホイットニー局長も、自身大陸法については無知だったこともあり、この改正作業はオブラーに任せていた。加えて、一般的にオブラーが「改正作業を一任されているにも拘わらず」私に相談に来たときも、常に私は彼の意見には賛成できたし、自分と彼との間に意見の相違があったことはない。組織上は、「重要事項については」彼は上司である私の同意を得る必要があったし、彼は白紙委任を受けていたわけではなかったが、例外的に、オブラーと私の意見が別れたのが、日本での裁判官の公選制導入是非論争（賛成が自分ほか民政局ほぼ全員、反対が唯一オブラー）であるが、ここでも私は最終的にオブラーの意見に従った⁽⁴¹⁾。

ただ、私の日本人の友人でプリンスストン大学に留学していた男性が、日本人女性と同居し、子供までいるのに戸主の同意が

なくて結婚できなかったことがあったので、戸主権の廃止には私も個人的に賛成であった。

W 民法・戸籍法改正はオブラーに一任していたならば、オブラー自身の「職務遂行に際しての」方針が、GHQの公式方針としての実質的機能を果たしたといえるのではないか？

K それはそのとおりであろう。

④民法改正におけるウィードの役割について

W 川島教授は『ある法学者の軌跡』に、「民法の『親族編』、『相続編』の改正には「……」ミス・ウィード [Ethel Weed, Civil Information and Education Section (CIE), 民間情報教育局] 所屬」[……] がイエスと言わないことは絶対パスさせないという、マッカーサーじきじきの指令がオブラーのところに来ていたということを、オブラーが私に言ったことがありました⁽⁴²⁾と、明白に述べているが、この点についてどう思うか？

K まったくばかげている (I think that is baloney)。あるいはない。

「第一に、オブラーとウィードの関係について」私はウィードを個人的には全く知らなかった。ウィードはとても低いランクの人だ。オブラーの方がランクも高い。「従ってオブラーが

ウィードの言うことに従う、などということはあり得ない、というニュアンス。」

「第二に、オペラーとマッカーサーの関係について」また、オペラー自身もマッカーサーに会ったこともないだろう。もし、マッカーサーからオペラーへの指示が書類によったならば、私を通したであろうから、私自身も知っていたはずだ。GHQの人間がマッカーサーと実際の程度会うことがあったか、民政局を例にとると、ホイットニー局長はむしろよく会っていたが、「民政局のナンバー2であった」私自身もあまり会ったことはない。スウォープ[Guy J. Swope]「マッカーサー草案起草に参加当時海軍中佐」などは、本国帰国の際になってやっと一度会ったことがあるだけだ。

「以上二点に拠り」従って、マッカーサー自身からオペラーに、「ウィードなどという低いランクの人間の具体名を挙げて」そうした指示がありようがない。⁽⁴³⁾

⑤片山内閣と民法改正

W 片山内閣下、ややリベラルな民法改正案を国会で通すのは案になったか？

K 司法大臣の鈴木義男「社会党」がリベラルだったのも法案の国会通過にプラスに働いた (in helped) であろう。私は片

山も個人的に知っているし、その後片山もアメリカに私をわざわざ訪ねてくれたりもした。当時片山は、民法改正は鈴木に任せていたと思う。⁽⁴⁴⁾

⑥憲法・民法・戸籍法改正全般に関わる占領政策について

K マッカーサーの政策方針 (Policy) は、憲法・民法、そして他の法も、日本国民の自由に表示せられたる意思 (freely expressed will of the Japanese people)⁽⁴⁵⁾ に基づかねばならないというものであった。つまり、四六年一月三〇日 (即ち憲法起草作業前) の極東諮問委員会 (the Far Eastern Advisory Commission; FEAC) に対する発言録に載っていることだが、マッカーサー曰く、GHQが戒告 (caution) によって行うことはすべて、日本側の反動を招くのみで、永続しない、というものだ。⁽⁴⁶⁾ 例えば、マッカーサーは議会については一院制案だった。つまり、貴族の制度は廃止されるのだから、二院は必要ない、という点を彼は強く言っていた。しかし、結局彼は、日本人が二院制を望むのならそうさせろ、とした。なぜならば、それが「日本国民の自由に表示せられたる意思」であるからだ。[その後も、マッカーサーの方針は] マッカーサー曰く、四六年一月三日に憲法が公布され、翌年四七年五月三日に施行されるまでの間の法改正はすべて、日本国民の意に添うべし、

ということであった。

オブラーも、「法制改革の」イニシャティブは日本国民からくるべきであって、彼の著述中の表現を使えば、日本の改革は「説き勧め・勧誘による革命」(induced revolution⁽⁴⁷⁾)であるべき、つまり「指令・命令による革命」(mandated revolution⁽⁴⁸⁾)であってはならない、と考えていた。

⑦日本側の民法・戸籍法改正関係者との面識

W 日本側の民法・戸籍法改正関係者、我妻「榮」、川島「武宜」、牧野「英二」などには、面識があったか？

K 私は我妻も、川島も個人的には全く知らない。牧野は私のオフィスに來たことがあると思うが、私が美濃部「達吉」を牧野と勘違いして覚えているかもしれない。(なお、高木「八尺であるう」教授と長いこと話をしたことはある。)

三 戸籍法改正について⁽⁴⁸⁾

①戸籍簿公開原則の是非について

W 戸籍簿公開原則が司法省とGHQ民政局との間の会談で削除され、非公開が原則とされてのち、参議院で公開原則が全面的に復活している(その後衆議院でも復活が議決、成立)が、この公開原則復活の過程で、民政局は何か日本側から聞いてい

たか？⁽⁴⁹⁾

K 覚えていない。戸籍の公開の是非については、オブラーと話したことがある。オブラーは公開に反対で、私も彼と同意見であった。その理由は、私自身も水平社(Seiwasha)⁽⁵⁰⁾の存在は知っていたし、戸籍簿の公開は部落出身者に対する差別につながるからである。

しかし国会で非公開原則が、公開原則へと覆されたのは全く記憶にない。

一般原則(principle)として、「法案提出前に、法案に対して」GHQが何を言っても、国会にあとは任せた(やりたいようにやらせた)⁽⁵¹⁾ので、「法案の内容を——この場合、具体的には戸籍簿の非公開原則を」覆すのは当然可能だった。覆ってまた公開原則に戻ったのは残念(good bad)ではあるが。

②三代戸籍徹底排除の方針・戸籍の個人別編製について

W 一九四六年七月九月の段階での、日本側の法改正関係者による三代以上戸籍を(例外はあるが)原則的に排除する方針の成立に際しては、GHQは何も意見・指示などはなかったのか？ その後、翌四七年八月九月にGHQの強い意向の下に、三代戸籍徹底排除の方針が確立しているが、それについて何か記憶にないか？ また、同四七年一〇月の司法省とGHQ

Qの会談では、本来は完全に個人別編製のいわば「カード式」戸籍の実現がG H Qの強い意向だったようにも見受けられたが?⁽⁵³⁾

K 「三点につきいずれも」覚えていない。

③法改正のG H Q側の手続について

W 日本側の当時の戸籍法改正の担当者が、G H Q民政局は戸籍法案を「ワシントンに送って、ワシントンの了解もとらなきゃいかんだぞと」言った、と回顧しているが、本当にそうした手続が必要だったのか?

K ありえない。一般的に、日本の法改正案について一々アメリカ本国から了承を取ることなど、全く必要なかった。戸籍法のみ例外的にワシントンに問い合わせ、他の法案については問い合わせないということもありえない。⁽⁵⁵⁾

こうした手続の例外は殆どない。例えば、一九四六年三―四月の選挙について、ロシアが占領した四島の問題があった。⁽⁵⁶⁾「民政局」リゾー[Frank Rizzo]が、ワシントンD Cに電報(GPO)を送るべく下書を書いた。これはマッカーサーの名で書かれ、国務省(State Department)のJoint Chief宛だったと思う。その下書が私のところに回されてきた。私はリゾーに対し、この下書の承認・電報発信を拒否した。問題自体は重

要事項であったが、結局電報は出さず、G H Qの我々だけで決めたのである。我々はG H Qで、このくらい重要なことでも自分たちのみで決めていたのだ。

④その他 ― 国籍法

W 民法・戸籍法改正について、他に特に覚えていることはないか?

K 特にない。「民法はともかく、戸籍法に間接的に関わる話として」以下の話なら覚えている。日本人の提案で、憲法に、日本国籍については法で定める旨規定した「第一〇条」が、この提案についても私は「日本側の方針を尊重し」異議なし(no objection)であった。

四 「家」制度と天皇制の連関に関するG H Q内部の理解について

W 戦後直後の日本の議会でも、天皇制と「家」制度が国体の二つの柱である、といった論調が少なからず見られた。⁽⁵⁷⁾その一方で、G H Qの内部文書を含む史料を見ても、民法・戸籍法上の「家」改廃に際して、民政局には「家」制度と天皇制の連関の認識が極めて希薄だったと見受けられるが、そうだったのか?

K 時期は正確に記憶しないが占領の早い時期、憲法草案を書いた後、⁽⁵⁸⁾しかし「民法含む」諸法を作る「改正する」前の時期だが、フジイという憲法学者が、日本の憲法に関する、分厚い

大きな英語の自著を私に献呈してくれた。⁽⁵⁹⁾G H Q の私のオフィスまでフジイが来たかどうかまでは覚えていないが、有斐閣かどうか、高名な出版社刊行の本で、直筆で「ケイティス大佐へ——この本を楽しんで読まれますように (To Col. Katsugoshi)——hope you would enjoy reading this)」といったような文言の

献辞を書いてくれた。天皇制と「家」制度の連関についても言及のある本であった。私はこれを通して読んで、それからオペラーを含め、当時の民政局の色々な人に回覧した。(オペラー

には確かに貸した。彼以外の誰に貸したかは明確には覚えていない。) 彼らが本当に読んだかどうかは分からないが、貸したのは確かである。従って、私は「日本人の意識における」天皇制と「家」制度の結合 (combination) はよく知っていた。また、民政局でこの本を読んだ者は少なくとも、この結合には慣れ親しんでいた (familiar) はずである。この本は余り学問的な本 (scholarly book) ではなかった。美濃部「達吉」、牧野「英一」、ササキ「佐々木惣一であろう」ならばあいった本は書かないだろう。民政局ではフジイのことを「天皇崇拜者 (Emperor worshipper)」と呼んでいた。私は武士道の本も読

んだが、フジイの本の考え方は、それになり類似した考え方だった。美しい装丁の本だったが。今でも私は自宅にある本を持っている。

日本の「旧来の」国体が終焉したかどうかについては、金森国務大臣が国会で議論していたのだが、彼はこの点曖昧にしたままだった。彼の国会での議論は、英語の官報で逐一私も読んでいた。(英語の官報は F E C 「極東委員会」にも送られていた。) 金森は「旧来の」国体は新憲法でも維持される」と言うので、私は F E C がこれを読んだら何と言いつく心配であった。そこで、私は金森と会って、彼の発言を問題視している旨伝えた。⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾

こうしたコンテキストで、天皇制と「家」制度の関係の問題は、私は知っていた。日本人の間では、天皇制と「家」制度の関係につき、大議論が行われていたし、そのことも知っていた。しかし、G H Q ではそうした大議論はなかった。この関係は、オペラーにとっては自分の担当問題であったから、彼は当然関心があり、これについて発言したこともあるかもしれない。G H Q 内で天皇制と「家」制度の関係を、以上のような「国体」に絡んだコンテキストで議論したこともあったかもしれないが、メモランダムでそうした記録を見たことはない。

民政局のメモランダムで、天皇制・国体に関するもので、一

っだけ私が思い出せるのは、宮沢「俊義」教授からオブラーに宛てた書簡についてのものだ。書簡は、「我々は国体について、心配している (We've worried about kokutai)」という内容であったが、これに対し、「国体について心配する必要はない。なぜなら、日本がボツダム宣言を受諾したときに、国体はもう終焉をみたのだから。」という内容で、メモランダムを残している。⁽⁶²⁾

(1) 当時大佐 (Colonel) 課長は Public Administration Division Chief であり、一九四六年二月—八月、次長は Deputy Chief of the Section であり、一九四六年九月—四八年の期間である。

(2) この条文は、起草過程で数度条文の番号が変化しているが、本稿では便宜上、新憲法の条文番号「二四」条として言及する。

(3) 同テーマの研究の詳細は近々発表の予定であるが、さしあたり、本記録のインタビュー内容も踏まえてその後発表した、以下の同テーマの拙稿二稿を全般的に参照。Mikihiko Wada, "The Japanese Family Law Reform during the postwar Occupation: Was the 'House' (ie) Abolished?" SUBTHEME (V), *The Proceedings of 1995 Annual Meeting, Research Committee on Sociology of Law, International Sociological Association: Papers, Section Meetings V*.

edited by Japan Committee for the RCSL 95, 1995 [全巻の通し頁番号はないが、拙稿限りでの pp. 1-16 の頁番号あり] (右の論旨をやはり英文で詳述したものが近々 *Law in Japan*, Vol. 26 に掲載予定)、及び「戦後占領期の民法・戸籍法改正——『家』の廃止とその限界」「法社会学」第四八号 (一九九六年三月)、二〇九—二四頁。

(4) そのためにも、本稿の注の英文文献引用も、法学者が用いる *A Uniform System of Citation* (いわゆる "blue book") には従っていない。なお、筆者の勤務する法政大学法学部の柚井林二郎教授には、本稿執筆中に数度に互り貴重なお示唆を賜った。感謝申し上げる。

(5) インタビューの機会を与えて下さった方々、殊に四月二六日について樋口陽一教授、五月六日については利谷信義教授に、この場をかりて感謝申し上げます。また、ケイデイス氏・シロタリゴードンさん (次注参照) をこの時に招聘され、筆者のインタビューにも協力的であられた鈴木昭典氏にもお礼申し上げます。

(6) 同人の憲法改正への関与、その他につき、詳細はシロタリゴードン/平岡 (後注②) を見よ。本稿ではフルネーム表記をしない場合、一九四六年時の同人を「シロタ」、結婚後 (主に一九九三年時以後) の同人を「シロタリゴードン」と表記する。また、筆者はシロタリゴードンにも、ケイデイスと同時期の一九九三年四月二六日 (ケイデイスと同じ機

念、二九日（私的懇談会）、五月四日（公開講演会）、五日（筆者による電話インタビュー）に、同じテーマでインタビューを行っており、殊に後注9②の文献中にない内容は、早期に公表したいと考えている。（本稿の注に必要な範囲で簡単に言及はしておいた。）

(7) この日の研究会は、後掲「ベアテの日本国憲法中」（後注9②）に簡単に言及がある。

(8) いうまでもなく、この種のインタビュー及びその記録の意義は、当事者（本記録ではケイデイス）の記憶の正確さやそれによる「客観的」事実の把握（はあるにせよそのみ）ではなく、当時の経緯の当事者による理解、及び「理解」としてインタビュー時に提示されるものにある。従って本記録の内容も、関連文献と併せて批判的検討が必要となるが、本稿では最低限を注にて述べるにとどめ、詳細は拙稿・別稿（注3参照）に譲ることとしたい。（なお、後注46、51も参照。）

(9) 本項目につき、本稿との関連で、GIIQの直接関係者によるもの及び彼らへのインタビューに基づくものとして、特に近時（概ね一九九三年以後）発表された次の文献のみを指摘しておきたい。

① ケイデイスによるもの

* Charles L. Kades, "The American Role in Revising Japan's Imperial Constitution," *Political Science Quarterly*, 69, Vol. 104, No. 2, Summer 1988, pp. 215-247. (和訳が

チャールズ・L・ケーデイス「ママ、但し以下では便宜上「ケイデイス」著として引用する」、竹前栄治・岡部史信訳「日本国憲法制定におけるアメリカの役割（上）（下）」『法律時報』六五巻六号（一九九三年五月）二七—三九頁、同巻七号（同年六月）一三—二〇頁。）

② ベアテ・シロタ・ゴードンによるもの

* ベアテ・シロタ・ゴードン「私はこうして女性の権利条項を起草した」（インタビュー ベアテ・シロタ・ゴードン聞き手 横田啓子）『世界』一九九三年六月号（第五八三号）【以下、シロタ・ゴードン／横田、として引用】六一—七〇頁、特に六五—七〇頁。

* 「ベアテの日本国憲法 上・中・下」（順に、朝日新聞一九九三年四月二六日夕刊一〇面、同月二七日夕刊一〇面、同月二八日夕刊一四面）「主としてこの時来日中であつたシロタ・ゴードンへのインタビューに基づいた記事であらう」

* ベアテ・シロタ・ゴードン著、平岡啓子 構成・文「一九四五年のクリスマス 日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝」柏書房、一九九五年【以下、シロタ・ゴードン／平岡、として引用】、「V 日本国憲法に「男女平等」を書く」（二八—二九頁）。但し、同書は史料としては若干問題がある。同書巻頭のシロタ・ゴードンの「謝辞」（頁番号なし）、及び三三—三四頁の平岡氏の記述にあるとおり、同書は、シロタ・ゴードン吹き込みのテープを平岡氏が書き

法学志林 第九十四巻 第二号

一四六

起こし、それをシロタ・ゴードンに読み聞かせ訂正させたものである。そのプロセスで誤謬は免れなかったであろうか？一例を挙げれば、筆者によるインタビューでは、シロタ・ゴードンは、〈私は、二四条などの起草時に明治民法ないしその関連文献は全く参照しておらず、仮にも参照した関係者がいたとすれば人権の章の起草を共に担当した Civil Rights Committee のワイルズ (H. E. Wildes) であろう〉と言明している。さらに筆者は、「読んだことはないで、読みたい」というシロタ・ゴードンに乞われて、明治民法の英訳を送っている（一九九三年）。ところが、シロタ・ゴードン／平岡は一五六頁で、当時のシロタが「分厚い民法にも目を通した」「……」辞書と大格闘を演じつつ、女性の権利の条項は繰り返し読んだ。「……改訂……」旧民法「いわゆる『明治民法』を指す」の第一四条には「……条文原文略……」とあって、妻は準禁治産者と同じ扱いを受けている。」とある。筆者の杞憂に過ぎないことを望むが、シロタ・ゴードンの事後調査と、新憲法起草当時のシロタの知識や作業が混同されてはいないだろうか？（なお、後注20も参照。）

* 関口千恵「特別インタビュー 憲法の男女平等条項を起草したベアテ・シロタ・ゴードン氏」『法学セミナー』五〇一号（一九九六年九月）一〇八—一〇九頁も全般的に参照。（校正中に接したため、本稿には十分に引用できていないが、後注20参照。）

③ ケイデイス、シロタ・ゴードンを含む G H Q 関係者へのインタビューを基にしたもの

* 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』創元社、一九九五年。同書にもしかし、史料的に問題が散見される。一例としては、同書四五頁が「エラマンメモのオリジナル」として掲載する、「ハッシー文書」の頁番号「19—C—2—5」及び同末尾番号「6」「7」「8」の写真、同書六五頁の「三種類のエラマン・メモ」のうち「……」手書きの内容」とされる「19—C—2—5」及び同末尾番号「6」の写真はすべて、「ハッシー文書」の原典マイクロフィルム版 (Hussey Papers, University of Michigan Graduate Library, Asian Library, 1977 (Microfilm) : 以下この版を「ハッシー文書」として引用) を再検討しても明らかにハッシー (Alfred R. Hussey, Jr.) の筆跡と見られ、エラマン (Ruth Ellerman) の筆跡ではない。（ハッシー文書の整理・引用方法は詳述しないが、例として 19—C—2 の様に数字・アルファベット・数字、までで一つの文書を表し、この後更に数字が付く場合は、同一文書中の頁数を表す。）同「メモ」は、村川一郎・初谷良彦『日本国憲法制定秘史——GHQ 秘密作業「エラマン・ノート」開封』第一法規、一九九四年により既に、「エラマン・ノート」として全部の写真が八九—一六三頁に掲載（その全文和訳が二一八八頁に紹介）されている。同書掲載のエラマンの筆跡と、鈴木、同前に掲載の筆跡との差異は

明らかである。(エラマンによる「メモ」の詳細は、さしあたり右の村川・初谷を参照。)

(1) この経緯は、GIIQ内部文書にある。Washington National Record Center, GHQ/SCAP Records (Record Group 331) [hereinafter "WNRC" (日本の国会図書館作成のマイクロフィッシュ版) 以下「Sheet No.」はフィッシュ番号] Box No. 1445, Folder title/number: (24) Preliminary Government Section Conferences on Preparation of Draft Constitution, held 5 and 6 [sic] February 1946, "SECRET Memorandum for Record, dated 16 December 1947 [sic], Subject: (A) Preliminary Government Section Conferences on Preparation of Draft Constitution, held 5 and 6 [sic] February 1946," esp. page numbered 12, Sheet No. LS-24488. (見出しにも拘わらず、ここには二月七日以後の記録もあり、page 12は七・八日の記録。この間の経緯の詳細は、既に高柳賢三／大友一郎／田中英夫編著『日本国憲法制定の過程―連合国総司令部側の記録による― I・II』(Iが「原文と翻訳」、IIが「解説」) 有斐閣、一九七三年「いわゆる「ラウエル文書」の紹介」によりおおむね判明している。(審議の経過は「二〇四―二〇七頁」[本注冒頭のGIIQ文書は、ラウエル文書の右書のこの箇所の書き込み通り訂正されたと見られる文書]「第二次試案」全体及びその解説は「二一六―二三五頁、就中現行二四条の原型と、

元GIIQ民政局次長故C・L・ケイデイス氏へのインタビュー(一九九三年)(和田)

シロタ起草条項の削除の確認は「二三二―二三五頁。右書の「二〇四―二〇七頁の審議録の元となるメモは、ハッシー文書(注9③) 19―C―4―19から同―24まで及び同―43、同―53「ホイットニーのいわば《鶴の一声》で決着した旨」に見られる。これは、近時さらに村川・初谷、前掲(注9③)に、順に「一三六―一三九、一四八、一五三頁に再録、またその和訳「部分的には疑問なしとしない」が六七―七〇、七六―七七、八二―八三頁に、更にそれを「解説を加えて文章化」(二六三頁)したものが、一九四、二〇〇―二〇一頁「右の《鶴の一声》に言及がないのはやや不十分か」にある。同経緯につき、シロタ＝ゴードン／平岡(注9②) 一七四―一八六頁も参照。同書「特に「二〇四―二〇五頁」にはない詳細な経緯として、筆者のシロタ＝ゴードンへのインタビューに拠り、以下述べておく。ケイデイス自身が削除すべき理由として、こうした内容は憲法に規定すべきものではなく、後で民法に規定できればよい、と繰返し主張したため、改革を確実にするため民法よりも高位の憲法に規定しておくべきと考えていたシロタも、上司のこの意見には譲歩せざるを得ず、シロタ起草の、ハッシー文書(注9③) 24―G―2―17から同―18の「19」項(非嫡出子の差別廃止、「20」項(養子の扱い、長子相続廃止)は削除された、という(各条項の詳細は、犬丸秀雄監修『日本国憲法制定の経緯―連合国総司令部の憲法文書による―』第一法規、一九八九年

「ハッシー文書の部分的紹介・和訳・解説」二二四、二二六頁にも再録。

なお、シロタールゴードン／平岡（注9②）一七三頁「最終行」、一七八頁「最終」、一八四—一八五頁によれば、二月八日の審議にシロタが全時間帯同席したかのような印象を得るが、筆者によるインタビューでシロタールゴードンは、「（ホイットニー不在の）ケイデイスとの会議に二回のみ出席した。一時間程度であらうか」と述べている。

(11) 本項目中、二四案の審議の際の同席者など一見此末に思える点も、審議の状況の再構成のため、殊に案を了承した日本側が果たして誰だったのか、加えて日本側からの更なる対案提出などはなかったのか、等を確定するためには、看過できない。

(12) 四日夜半から五日にかけての交渉の出席者は、佐藤達夫著・佐藤功補訂『日本国憲法成立史第三巻』有斐閣、一九九四年（初出は『ジュリスト』一九五五年—五六年）に拠れば、松本（丞治）大臣、佐藤達夫自身、白洲次郎に加え、外務省の囑託、長谷川元吉・小畑薫良（両氏は外務省での翻訳のベテランとして紹介された）（以上一〇五頁）、更に午後八時半過ぎに来た、岩倉規夫書記官（一〇七頁）であり、GHQ側は、通訳は「大伴」シロタで、「白洲氏にもときどき発言をたのんだ」（一一〇頁）という。（シロタールゴードン／平岡（注9②）二二二頁、鈴木、前掲（注9③）三〇九頁は四

日午前の会議のメンバーのみ掲げるが、前者二二二—二二七頁に掲げば、ジョゼフ・ゴードン（Joseph Gordon）中尉はこの夜の会議から翌日遅くまで出席。）

(13) Hershy は Robert E. Ward and Frank Joseph Shulman (eds.), *The Allied Occupation of Japan, 1945—1952 : an annotated Bibliography of Western Language Materials*, American Library Association, Chicago, 1974 [reprinted by Nihon Toshio Center, Tokyo, 1990] の巻末の GHQ スタッフの index にも記載がなく、first name 及び綴り未確認・不明 (Hershy の綴りはケイデイスに拠る)。シロタールゴードンへの筆者によるインタビューに拠れば、GHQ 側の在席者は、二四案の審議時、このほかにも民政局の通訳として、ヘースコウィッツ [Herskowitz]、そのほか二、三人日系二世がいた。交渉結果については、佐藤、前掲（注12）一三三頁参照。（但し同書同箇所にも、シロタールゴードン／平岡（注9②）二二五—二二六頁、鈴木、前掲（注9③）三一—三二頁にも、この時の在席者のリストは、GHQ 側・日本側を問わず、無い。）

(14) Weiss の名は「ワイルツ」と表記すべきかもしれないが、他の多くの和文文献の表記に従った。他方、Ross の名前は、和文文献では多く「ロウスト」と記載されている。シロタールゴードン／平岡（注9②）、鈴木（注9③）、ウィリアムズ和訳書（後注30）など。しかし、ケイデイス、シロタール

ゴードン双方への筆者のインタビューに拠れば、G日Q内では「ルースト」と発音されていたので、本稿ではこれに従う。シロタリゴードン／横田（注9②）、前掲「ペアテの日本国憲法 上・中・下」（同注9②）も「ルースト」と表記。

(15) 多分これが注12の小畑（おばた？）であろうか。また、シロタリゴードンへの筆者によるインタビューに拠れば、「この条項の交渉の時に在席していた日本側は通訳を含めて三名で、佐藤は間違いない。他の人の名は覚えていない。白洲が在席していたかどうかはわからない（白洲は全般的に、部屋に出たり入ったりしていた）」佐藤、前掲（注12）一二二頁の記録からしても、佐藤本人は在席していたと思われる。（なお、他の文献に関し、注12、注13も参照。）

(16) Wada, *supra* note 3, p. 4, footnote 11 には “This goes totally against the Japanese history and society” (based on Kades’ wording/recollection)” としていたが、インタビューの筆者の手書きメモの再度の検討の結果、ケイティスも本記録の文言の方が正確としていたので、こちらを採る。

(17) 筆者によるインタビューに拠れば、シロタリゴードンは、「この時、ケイティスが私を指して “Miss Siota has her heart set on it. Why don’t we pass it?” と言ったところ、日本側はこの条項を受け入れた。この第一の文の文言は明白に記憶している。（その意味は私自身の理解では、 “Settling much from it” とある。）」と説明する。他方、ケ

イティスは本文中の文言と、シロタリゴードンの記憶と、いずれが正しいかはっきりと記憶にはないものの、前者であつたと思う、とのことである。

(18) ケイティスに拠れば、または “Oh, do it for Miss Siota” であつたかもしれない、とのこと。

(19) 筆者によるシロタリゴードンへのインタビューに拠れば、「私はこの日の交渉には、純粹に通訳として在室・同席していたので、ケイティスがこの一言を言ったときに、日本側は私がこの条項の草案を書いたことは全く知らなかった。しかし、私は、日本側の通訳を手伝っていて、その仕事ぶりによって日本側によく思われていた。ケイティスはその様子も知っていたし、そのために彼のこの一言が効果があつたのであろう。つまり、この二四条の検討で雰囲気緊張した際に、ケイティスが私の仕事ぶりを引き合いに出し、へあなた方のためにこんなによく通訳の仕事をしてくれているシロタさんが、この条項に大きな思いを込めているのだから、通してやればいいじゃないですか」という趣旨を伝えることにより、その場の緊張を解いて (“ease it”) 日本側を同意させた。ケイティスの心理作戦が実にうまく功を奏したと思ふ。」ということである。（鈴木、前掲（注9③）三一一—三一二頁、及びシロタリゴードン／平岡（注9②）二二六頁、双方の彼女の回顧も、次注で述べる点以外はほぼ同趣旨。）またインタビューでは、ケイティス自身もシロタリゴードン

のこうした理解に反論を唱えていない。佐藤も「私の通訳は、大体ミス・シロタという司令部側の若い婦人がやってくれた。」「……」このシロタ嬢で十分であった。この人は「……」日本語もよくわかるし、頭も鋭敏で私の意のあるところは、そのままに伝えてくれたと思っている。」と述べており、彼女の仕事ぶりへの評価を裏付けしている（佐藤、前掲〔注12〕一一〇頁）。

(20) 注9②③に挙げた文献の検討（の一例——注9②後半も参照）を、シロタが二四条の起草者である旨をケイデイスは日本側に話してはいない点について、簡単に打っておく。シロタ＝ゴードン／横田（注9②）六八頁下段、前掲「ベアテの日本国憲法 中」（注9②）、シロタ＝ゴードン／平岡（注9②）二一六頁、鈴木、前掲（注9③）三一頁はいずれもシロタが本条項の起草者、とケイデイスが説明したとしている。しかし筆者によるインタビューでは、シロタ＝ゴードン、ケイデイスとも、へシロタが本条項の起草者である旨を、日本側はこの時もその後も知らないままであった旨を言明している（See Wada, *supra* note 3, p. 4, footnote 11）。右の四文献の直接の執筆者が、シロタの（事実以上の？）多大な功績への憧憬をこのコンテキストに読み込んでいるとも必ずしも思わないが、この点の疑問は残る。（仮にへシロタが起草者である旨をケイデイスが説明したからこそ、日本側がこの条項に同意した）としても、それにより必ずしもシロタ

の功績の多寡が論じられるわけでもない。関口、前掲〔注9②〕一〇九頁は、本注20を付したケイデイスの発言を裏付けるかと思われる。

(21) 起草者は特定できないこの「一草案」について、詳しくは拙稿「ハッシー文書に見る日本国憲法の一草案——一九四六年三月六日と四月八日の間——」（上）（下）『ジュリスト』順に二〇五八号（一九九四年二月一日号）四六―五四頁、一〇六〇号（一九九五年二月一日号）八一―八七頁、に譲る。但し、本記録のインタビュー時には、右拙稿の内容の一部は未調査であったため、この「一草案」全文及びそれに関するハッシーによる「メモランダム」とをケイデイス氏に見せることはできなかった。その後も同草案の起草者や出自について同氏にコメントを求めることを一日延ばしとし、永久にその機会を失ってしまった。断腸の思いである。

(22) Susan J. Pharr, "The Politics of Women's Rights," Robert E. Ward and Yoshiakazu Sakamoto (eds.), *Democratizing Japan: The Allied Occupation*, University of Hawaii Press, Honolulu, 1987, pp. 221–252, esp. pp. 231–232（同論文の批判、和訳など詳細は拙稿、前掲〔注21〕「上」八三頁、及び関連注20）に拠り、読み上げてケイデイスに直接意見を聞くことのできた二つの条文は次の通り「拙訳」。現行一四条一項相当条項は、本文の一部、「およそ自然人は法の下に平等であつて」「…」差別を受けることはない」

は原案通りだが、「但し、肉体的、精神的能力及び社会的「に果たす」機能の差異が適正に顧慮されなければならない。」という但書が追加。更に現行二四条に代替する「二五条」は「①項」国は、社会の第一次単位として、社会秩序の必須の基盤として、また国の福祉に不可欠なものとして、家族の構成と權威を保護することを保障する。②項」婚姻は両配偶者の自由な合意に基づく。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選択、離婚並びに婚姻に関するその他の事項に関しては、婚姻の制度を擁護するよう、また個人の尊厳と両性の本質的平等を保障するよう、法によって規制されなければならない。③項」家族内での婦人の生活によって婦人は、それなしには公益が達成されることのできない支援を国に与えるが故に、国は、母親が経済的必要によって労働に従事することを強いられた家族内での母親の義務を怠るに至ることがないように、努めねばならない。」となっている。出典などの詳細は、拙稿、前掲（注21）特に「下」の四八頁参照。

(23) Pharr, *id.*, p. 231. なお、この点への批判につき、木記録のケイティスの発言に加え、拙稿、前掲（注21）「上」八三頁、「下」五〇―五一頁参照。

(24) ケイティスに対するのと同様の方法で本条項についてインタビューしたシロタ・ゴードンも、覚えていない」とのことであった。

(25) 筆者による一九九一年五月三二日・六月三二日の川島教授へのインタビューに拠る。

元GIIQ民政局次長故C・L・ケイティス氏へのインタビュー（一九九三年）（和訳）

授へのインタビューに拠る。川島教授の校閲を（全面的にはないが）受けた文章を引用しておく、「アメリカ側は日本の家制度のこと、民法のこと、学界の状況など総て調べて知っておりまし。その後知られるようになったとおり、占領政策のために、わざわざ研究機関を作っていたのですね。『剣と刀』のルース・ベネディクトなどもそのメンバーだった訳です。『……』そうした研究を元に、民主化政策の重要な一環として『家制度廃止』はとくにGIIQの方針として決まっていたようです。」

(26) 「はじめに」で述べたとおり、占領政策の全体像の解明は全く意図していない。ここではこの後すぐケイティスが名を挙げる、彼の信頼する部下で日本の法制改革を主導したオブラーが述べているオブラー自身の理解を指摘のみしておきたい。オブラーを東京の民政局に配属するにあたって、オブラーの日本に関する無知を本国陸軍省の人事担当の大佐が「かまわない」としたこと、そして「日本の過去や伝統に精通し、えてしてそれを愛好する日本通は、内在的に保守的」なので占領当局の改革に不適、というのが「一九四六年頃の」占領政策上の方針であった、というのがそれである（Alfred C. Opler, *Legal Reform in Occupied Japan/A Participant Looks Back*, Princeton University Press, Princeton, New Jersey, 1976, pp. 12—13. [引用は拙訳]和訳書はアルフレッド・オブラー、内藤頼博監訳「日本占領と法制改

革—G H Q担当者の回顧」日本評論社、一九九〇年、一〇頁。

(27) なぜラウエルにあり得て、他の者にはあり得ないか、についてケイデイスの言及はなかった。

(28) 原著 Ruth Benedict, *The Chrysanthemum and the Sword* は一九四六年公刊であるが、公刊月までは不明。従って、憲法制定作業には間に合わなかったとしても、一九四七年の民法・戸籍法改正作業時には閲読は可能であつたらう(にも拘わらず民政局内で読まれていなかったとすれば、そのこと自体が興味深い)。

(29) 秦郁彦のことであろうと思われるが、秦の占領史の主著である大蔵省財政史室編(本巻は秦郁彦著)『昭和財政史——終戦から講和まで——第3巻 アメリカの対日占領政策』東洋経済新報社、一九七六年には、ケイデイスへのインタビュー・「菊と刀」、いずれにも(管見の限り)言及はない。

(30) 「軍人出身」か否かは個別には微妙な者もあるが、ここでは各人の経歴の詳細は、Justin Williams, Sr., *Japan's Political Revolution under MacArthur: A Participant's Account*, University of Tokyo Press, 1979, pp. 33—97 (和訳はジャスティン・ウィリアムズ、市雄貴ほか訳「マッカーサーの政治改革」朝日新聞社、一九八九年、五〇—一四九頁)、に全面的に譲る。(シロタリゴードン/平岡(注9②))

一三六—一四五頁も、同一三六頁に拠れば、Williams, *ibid.* に依ったと推測される。)

(31) 詳しくは、Oppler, *supra* note 26, p. 20: 和訳はオペラー前掲(26注)一五一—一六頁にある。本文中この直後の「自著」も本書である。

(32) 「東京司令部がベンタゴンに対して、大陸法、もし可能ならドイツ法の法務経験のある人材を要請した」とあるが、ケイデイスの名は確かに出てこない (Ver. p. 13 [拙訳] 和訳書は同前、一〇頁であるが、German juridical expertise を「ドイツの裁判経験のある人物」と解する必要は必ずしもなからう)。なお、Ver. p. 11 (和訳同前、九頁)に拠っても、「要請」時期の詳細は不明だが、当然ながら一九四五年八月—翌年一月上旬の間とならう。

(33) ここでケイデイスは、このインタビューの際に同席していたシロタリゴードンに「あつたか?」と聞くが、シロタリゴードンは「私は民法・戸籍法改正には一切関わっていないので、知らない」との応えであった。シロタは、一九四六年五月以後(同年一二月まで)、同じ民政局の Parliamentary and Political Division に配属されている。See Ward and Shulman, *supra* note 13 [巻末 G H Q スタッフ index]。

(34) これは、後述のケイデイスの発言「私は、民法・戸籍法改正はオペラーに一任していた」ことのコロラリーであろう。即ちケイデイス自身が積極的に是非を考慮し、方針を立

ていたわけではないので、不明瞭な答とならざるを得なかったものと筆者は考える。

- (35) 咽孝一『家族法著作選集第一巻戦後改革と家族法』家・氏・戸籍 日本評論社、一九九二年、五一頁（一九五七年の咽孝一／竹下史郎共著としての同論文初出時には奥野は匿名実名につき咽、同書七八頁参照）。この発言は、「調査会官制公布以前」（同書同頁）、即ち一九四六年七月二日以前ということは判明している（堀内節『家事審判制度の研究』、中央大学出版部、一九七〇年、一〇三五頁所引の「臨時法制調査会官制」（出典は同七月三日官報））。

- (36) その後の調査でも、このオブラー発言に該当する記録は未発見、未見であり、時期も特定はできない。（See Wada, *supra* note 3, p. 4. また、拙稿、後掲（後注49）も参照）。

- (37) 民法は、原典が、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵の「我妻榮関係文書」の分類項目「民法・民法改正・Ⅰ・戦後民法改正資料（Ⅱ）」にある、司法大臣官房終戦連絡部作成「民法中改正法律案に関する総司令部政治部係官との会談録」である。その再録が以下三点あり、本稿で引用する「民法中改正法律案に関する総司令部政治部係官との会談録（Ⅱ・Ⅱ・Ⅲ・完）」『民事月報』第三四巻（順）第三・四・五・六号（一九七九年三・四・五・六月）、及び堀内節『続家事審判制度の研究』中央大学出版部、一九七六年、一〇五六―一〇七頁、さらに、沼正也『沼正也著

作集3 家族法の基本構造』三和書房、一九八四年、一四四―二〇〇頁（こちらは原典の丁数と照合できる）。戸籍法は、『現行戸籍法立法関係資料Ⅲ』『戸籍』四五八号（一九八二年二月）三五―五五頁に再録がある。

- (38) その後の調査で、G HQ側には、会談と同時並行作成と見られるメモと、事後作成の会談を要約した比較的短い記録を発見した。（従って、ケイティスの〈一般論〉は概ね妥当している）。

① 民法に関する会談は、ブレイクモアによる一九四七年のもの（以下同）が多い。五月一二日に関するメモ WNR, Box No. 1494, Folder title/number: (9) (end) Civil Code — Publicity, Nov. 1946—? [sic], Sheet No. LS—11687；六月四日に関する記録 WNR, Box No. 1500, Folder title/number: (4) Chronological File, 1947, Apr. 1947—Aug. 1947, Sheet No. LS—26295 スタイナー所引及び Box No. 1504, Folder title/number: (1) Civil Code (5), June 1947—May 1949, Sheet No. LS—10291—2, 4 June 1947 Memorandum for the Chief, GS, SUBJECT: Revision of the Japanese Civil Code: 六月一〇日に関する（同）（以下同）記録 WNR, Box No. 1500, Folder title/number: (4) Chronological File, 1947, Apr. —Aug. 47, Sheet No. LS—26295, 及び Box No. 1504, Folder title/number: (1) Civil Code (5), June 1947—May 1949, Sheet

No.: LS—10291 (同文書) 11 June 1947, Memorandum for the Record SUBJECT : Revision of Japanese Civil Code T.L. Blakemore : 六月十四日に開かる記録 WNNRC, Box No. 1484, Folder title/number : (49) (end) Case : Daily Contacts—T.L. Blakemore, June 1947—December 1947, Date : June 1947—Aug. 1948 [sic] Sheet No.: LS—24600, "BLAKEMORE: ACTIVITY REPORT 14th June", 以下の四回目に開かる WNNRC, Box No. 1504, Folder title/number : (1) Civil Code (5), June 1947—May 1949, Sheet No.: LS—10291, "Notes and suggestions from KAWASHIMA" 14 June 1947 : 六月九—一〇日に開かる WNNRC, Box No. 1504, Folder title/number : (1) Civil Code (5), June 1947—May 1949, Sheet No.: LS—10291, 以下の五回 Jean Connors の以下の二回目に開かる (三—五) 記録 WNNRC, Box No. 1840, Folder title/number : (7) Memorandum for the Chief, GS Book VI CONFIDENTIAL, Sheet No.: LS—37951, "confidential" (カウンターサインあり) な Box No. 1500, Folder title/number : (4) Chronological File, 1947, Apr. 1947—Aug. 1947, Sheet No.: LS—26296 第五回一文書だが「サインがある」頁が抜けている, 7 July 1947 Memorandum for the Chief, GS SUBJECT : Conference on Legislative Program and Priority List of Bills to be Submitted to the

Diet, Jeanne Connors, courts and Law Division.

②「精法」は See Wada, *supra* note 3, p. 10, footnote 43. また、拙稿、後掲(後注49)も参照。

(36)「オプラー氏から「家をどうするか」ときかれたので『全面的に廃止する』という、彼は「実は僕もそう思っている。これだけはゆずれない。[……]」といていた。」(川島の発言、唄、前掲(注35)五一頁、川島の実名につき七八頁)。なお、この唄、同書同箇所に加え、一九七七年一月二三日に独自に行った川島へのインタビューにも基づくスタイナーは、オプラーが川島の「家」全廃の主張に同意したと述べるが、これはオプラーの個人的意見、との(唄、同書同箇所とは若干異なる)ニヤンスがある。Kurt Steiner, "The Occupation and the Reform of the Japanese Civil Code," Robert E. Ward and Yoshikazu Sakamoto (eds.), *Democratizing Japan : The Allied Occupation*, University of Hawaii Press, Honolulu, 1987, pp. 198—199, and 216, footnote 32. (和訳はカート・スタイナー、田中英夫訳「占領と民法典の改正」坂本義和/R・E・ウォード編『日本占領の研究』東京大学出版会、一九八七年、四三〇頁本文、四五二頁注36) 他方で、川島武宜「ある法学者の軌跡」有斐閣、一九七八年、二二—二三頁は、川島の「家族制度の廃止」の主張に対しオプラーが「[……] encouragingだ」と述べたというものの、オプラーの自身の意見を明白には記し

ていない。

(40) 高柳ほか、前掲(注10)一三三四頁(和訳三三三頁)参照。なお、吉田は同二月三日の会談でも、ホイットニー・ケイティスなどに対し、「完全な秘密」を要請し、ホイットニーの了解を得ている。同前四〇〇頁(和訳四〇一頁)。以上はGIIQ側の資料だが、日本側の資料は管見の限りでは、『憲法制定の経過に関する小委員会報告書憲法調査会報告書付属文書第二号』一九六一年九月、二三九、三四三―三四九、三五六―三五八頁「以上一三日の件」、三六九―三七二頁「三日の件」、さらに重複はあるが、佐藤、前掲(注12)四七―五一頁「三日の件」、六〇―六四及び六七頁「三日の件」には吉田のこの要請については言及はない。(高柳ほか、前掲(注10)二五七―六二頁も参照。)

(41) このパラグラフ全般について、Oppler, *supra* note 26, pp. 66–67(和訳オブラー、前掲(注26)五八頁)も同趣旨、また最後の「例外」のエピソードも *id.*, p. 67, 和訳は同前五九頁にある。

(42) 川島、前掲(注39)二二六頁。もっとも、筆者による川島教授のインタビュー(詳細は注25)では、「マッカーサー個人からではありませんが、マッカーサー司令部から直々に『ウィードがイエスと言わないことは、民法改正案として承認しない』と命令が出ていたのです」と、トーンを弱めた形になっている。

(43) このケイティスの言に従うならば、前述の川島、前掲(注39)同箇所の解釈は、例えば、オブラーが「SCAP『意味するところは事実上GIIQと同じ』の方針により、ウィードの発言にオブラーが拘束されるのだ」との趣旨(殊に後半)をやや冗談めかして言ったのを、川島がSCAPの意味を字義通りSupreme Commander for the Allied Powers(即ちマッカーサー自身と理解し、かつ(以下はインタビュー(注42)の川島の発言の解釈にも要旨)「冗談めかし」を真剣に受け取った、等々が可能となるが、ここでは詳細な分析には立ち入らない。

(44) 必ずしもそうは思われない。重要な例として、片山主導と思われる「家庭法」法案を見よ(See Wada, *supra* note 3, p. 6, footnote 27)。

(45) “freely expressed will of the [Japanese] people”の表現は、早い時期では“Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948, Report of Government Section, Supreme Commander for the Allied Powers, [1949?; republished in 1968] [hereinafter “PRJ”] Vol. I, p. 423 再録の、一九四五年八月二十九日付の國務省・陸軍省・海軍省作成の文書の“Unites States Initial Post-surrender Policy for Japan,” Part I, “objectives” 6 (“b”) に見られる。Kades, *supra* note 30, p. 217, footnote 5 (和訳ケイティス、前掲(注9①)二九頁及び関連注5)もこれを引用する。詳

法学志林 第九十四巻 第二号

一五六

述しないが、同じ三省による後のいわゆる「SWNCC—228」[スウィंक・トゥ・トゥ・エイトと発音される]文書（一九四六年一月七日承認）にも周知のごとくこれと等しい表現が使われている。原文と和訳として高柳ほか、前掲（注10）一四二—四三八頁、そのうち四二—四一五頁の同文書のa, c, bを参照。

- (46) 憲法について同趣旨がKades, *supra* note 9①, p. 218, and *ibid.*, footnote 7 for the source（和訳ケイデイス、前掲（注9①）二九頁、典拠は三八—三九頁の関連注7）。なお、特にこの点につき注8を（他例として後注51も）参照。

- (47) ケイデイスはこのインタビュアーの時、これはOpler, *Legal Reform in Occupied Japan*, *supra* note 26の表現と述べていたが、管見では同書にはこの表現はなく、PR, *supra* note 45, Vol. I, p. 186 (SECTION VIの副題が“Induced Revolution”であり、*id.*, p. viiに拠ればオプラー著述）を意図した発言であろう。

- (48) 戸籍法改正全体に於ける以下の①②の点の位置づけについて、及び既知の知見について、簡単に抽稿、前掲（注3）二〇九—二一〇、二二—二四頁、抽稿、後掲（次注）、やや詳しくは抽稿Wada, *supra* note 3, pp. 2—3, 9—16を参照されたい。

- (49) その後、GHQ内部文書に拠り、民政局のオプラーの部下McCormick (Arthur J. McCormick) は少なへず

参議院の関係者からの公開原則復活の申し出を受けてこれを承諾していたことが判明した。WNRC, Box No. 1525, Folder title/number : (60) Registration—Family Registration, Nov. 1947—Oct. 1948, Sheet No. LS—26645, 抽稿「学界展望 日本近代法史」[GHQ文書]「国家学会雑誌」一〇八卷一・二号（一九九五年二月）、二五三頁（なお、民法・戸籍法中の「家」改廃をめぐるGHQ内部文書全般につき同二五—二五四頁を参照）、抽稿Wada, *supra* note 3, pp. 13—14, 抽稿、前掲（注3）二二—二三頁も参照。

(50) ケイデイスは当初より“*shinetsu*”の語をよどみなく使っていた。

- (51) 注8参照。「任せた」のではないケースも多々あったことは銘記すべきである。重要例として、戸籍法についても、三②の「三世代戸籍徹底排除」を崩壊させ、「家」廃止を空洞化しかねない参議院による修正案の申し出を、マコーミックは異議ありとして国会（委員会）提出を認めていない（一九四七年二月一日）。WNRC, Box No. 1525, Folder title/number : (60) Registration—Family Registration, Nov. 1947—Oct. 1948, Sheet No. LS—26645, 抽稿、前掲（注49）二二—二三頁も参照。

- (52) 前掲「現行戸籍法立法関係資料Ⅲ」（注37）、三八—四〇、四三頁。及びWNRC, Box no. 1840, Mfrc, GS Book VI July 1947—Aug. 1947, CONFIDENTIAL, 22 August 1947,

Memorandum for the Chief, GS, "SUBJECT: Bill for Amendments to the Family Registration Law," by Oppler. Sheet Nr.: LS—37949 も参照 (この文書には「ケイティスに依るらしい書き込みが見られる」)。

- (53) 前掲「現行戸籍法立法関係資料Ⅲ」(注37)、四七一四八頁。及び WNRG, Box 1477, Folder title/number: (17) Family Registration Law. ? [sic]—Oct. 1948. Sheet No.: LS—261871, December 1947, Memorandum for the Chief, "SUBJECT: Bill for Amendments to the Family Registration Law," by McCormick も参照。

- (54) 戸籍法改正当時、改正担当の司法省民事局民事二課長であった青木義人の発言。「座談会現行戸籍法のあゆみⅡ」『戸籍』四五六号(一九八二年一〇月)三三—三三三頁。

- (55) なお他の例として、民法に関し、ブレイクモアは、改正草案は「ワシントンや極東委員会に提出すべきもの」ゆえ、「英訳も優秀なものとしておく必要がある」というが、「提出」の必要性を語るのみである。「了承」が必要という含意は全くないと思われる。一九四七年六月一〇日のブレイクモアと司法省の第十四回会談録、前掲「民法」…会談録(注37)『民事月報』(注37)八七頁。
- (56) この「問題」の内容もケイティスより聞いているが、本記録のテーマとは直接関係がないので省略する。

- (57) 例として原夫次郎(日本進歩党)の発言、「我が国の家

元G H Q 民政局次長故C・L・ケイティス氏へのインタビュー(一九九三年)(和出)

族制度と天皇制とは非常に密接なる関係のある従来の旧慣制度でありまして、我國の家族制度あって、この日本国の家族から天皇陛下の御膝元に大道が通じて居るものと我々は予ねがね信じて居るのであります。」「(第九〇帝國議會衆議院本會議事速記録』一九四六年六月二六日)、更に沢田牛麿(同和会)の発言、「公の方面に於ては、天皇制と云うものが日本の国体であり、それから民間の「……」生活に於ては、家族制度が矢張り日本の国体である「……」」「(第九〇帝國議會貴族院本會議事速記録』一九四六年八月二六日)、なお両発言とも筆者が漢字平仮名文に直した。

- (58) 前後関係からして、マッカーサー草案はむろんのことながら、三月六日付の日本政府草案も書かれて後、というニュアンスではあったが、ケイティス自身の記憶もそこまでは明確ではないようであった。

- (59) ケイティスが述べるフジイ及びその著書には、藤井新一及び Shinichi Fujii, *The Essentials of Japanese Constitutional Law*, Yuhikaku, Tokyo, 1940 がすべての点で合致する(かつ他に該当するものも見当たらない)ので、そう断定してよからう。民政局の正式報告書である PRJ, Vol. 1, *supra* note 45 中の "Section II. The New Constitution of Japan" (pp. 82—118), p. 95 6 "Fujii, *id.*, p. 47" を引用している。なお、藤井については拙稿、前掲(注21)の「上」八七頁の注28、「下」五三—五四頁の注46(本記録のこ

の点に簡単に触れた)を参照。

(60) 憲法調査会事務局『日本国憲法成立の経緯』(入江俊郎述)(憲資・総第四十六号)、一九六〇年(入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題——入江俊郎論集——』第一法規、一九七六年、一四七二頁に復刻・公刊)、三六四—三六七頁の「一九四六年」七月一七・二三日兩日のケイデイスと、金森・入江・佐藤達夫の間の会談のいずれかが、本付録の会談であろうと推測される。(なお、憲法調査会『憲法制定の経緯に関する小委員会第十五回議事録』(昭和三三・「一九五八」年二月二七日)、二七—二九頁の入江の発言記録もほぼ同趣旨。また、古関彰一『新憲法の誕生』中央公論社、一九八九年、二二七—二八頁及び三三六頁の関連注(26)にも言及されている。)

(61) ケイデイスは更に続けて、以下を述べた——「これは完全に私的かつ秘密(Private)な会談であった。私はGHQからは誰も連れていかなかった。マッカーサーは、「この段階の憲法制定過程で」日本側に干渉するな、と言っていたので、もし自分と金森の会談について公表される(Publish)と困る、と私は思った。この会談の事実が判れば、自分はホイットニー局長とマッカーサーに怒られるであろうから、会談の席で、私は金森に、「もし公表されたりしたら、私は辞任する」と言った。ところがこの会談の記録(Evidence)は「日本側に」残されていた。後年、それを読んだアマースト

大学のムーア(Moore)教授が私に「本当に『公表されたら辞任する』と言ったのか」と聞くので、「言ったと思う」と応えた。」ムーアはアマースト大学、歴史学教授・日本の占領期研究者のMcDermott(一九三三年生まれ)であろう。ただ、注60のいずれの文献でも、入江はケイデイスの「公表されたら辞任する」との言は記録していないので、ケイデイスが述べる「会談の記録」は不明、筆者は未見である。(62) これに該当するメモランダムは、McDermottのGHQ文書中を調査したものの未発見で、未見。